

## 来年度の指定自転車駐車場 定期利用事前受付(一次募集)

指定自転車駐車場(駐輪場)の、来年度分定期利用の申し込みを受け付けます。対象は、自転車と原動機付自転車(50cc以下)です。一部の駐輪場では、自動二輪車(50cc超125cc以下)も対象となります。



**利用期間** 来年4月～2024年3月

**申込方法** 11月18日(金)消印有効。定期利用事前受付のお知らせ(11月1日(火)から、駐輪場管理棟、区役所地域振興課、蘇我・高洲・千城台コミュニティセンターで配布)に添付の申し込み専用はがきを、自転車政策課へ郵送。電子申請も可。

**結果発表** 当選通知書または落選はがきの発送をもってお知らせします(12月20日(火)発送)。当選通知書に納付書を同封しますので、記載された期限までにお支払いください。支払いがない場合は、当選を取り消します。

**注意事項** 郵送で申し込む場合は、申し込み専用はがき以外は受け付けできません。自転車安全利用講習会に参加し、優先権をお持ちの方は、講習会で配布したはがきを使用してください。

\*一次募集の結果、駐輪場に空きがある場合は、二次募集を来年1月6日(金)から行います。

### 駐輪場の一時利用

管理棟または自動精算機のある駐輪場は、一時利用ができます。

**料金** 自転車=100円(回数券11枚1,000円)  
原動機付自転車(50cc以下)=150円(回数券11枚1,500円)  
\*管理棟は1日、自動精算機は24時間単位の料金です。自動精算機は、回数券を利用できません。

定期利用料金は駐輪場によって異なります。申し込み方法や料金など詳しくは、[千葉市 駐輪場](#)

☎市役所コールセンター ☎245-4894 FAX248-4894  
自転車政策課 ☎245-5149 FAX245-5591

地域の防災力を高めよう!

## 防災ライセンス講座

地域の防災活動で重要な役割を担う防災リーダーを育成する、防災ライセンス講座を開催します。



ぜひ、ご参加ください。

**日時** ①12月7日(水)、②10日(土)・11日(日)・17日(土)、③14日(水) 9:30～16:00

**会場** ①市役所、②中央コミュニティセンター、③市男女共同参画センター

**内容** 市の防災計画、男女共同参画の視点や要配慮者の視点を取り入れた防災対策など

**定員** ①40人、②各20人、③15人(多数の場合は初めての方を優先)

**備考** ③託児あり(随就学前児 随4人)

**申込方法** 11月11日(金)必着。電子申請で、[bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp](mailto:bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp)・FAX・はがきも可(必要事項15面)(日程は第2希望まで)のほか、自主防災組織・避難所運営委員会・町内自治会名(所属している方)、③で託児希望の方は子どもの氏名・年齢を明記)。郵送先=〒260-8722千葉市役所防災対策課

詳しくは、[千葉市 防災ライセンス講座](#)

☎防災対策課 ☎245-5113 FAX245-5552

## 千葉モノレールが一部運休

千葉モノレールが軌道設備更新工事のため一部運休します。運休区間では振替輸送などを行います。

**日時** 11月19日(土)21:00～終電  
**運休区間** 千葉みなと～千葉～県庁前(上下線とも)



千葉～千城台の区間は、臨時ダイヤで運行します。運行状況など詳しくは、[千葉都市モノレール](#)

☎千葉都市モノレール(株) ☎287-8215 FAX252-7244

11月は動物による危害防止強化月間

## 動物はルールを守って飼いましょう

人と動物が共に暮らすため、動物の性質や行動を理解して、接し方について考えましょう。

急に動物に近づいたり手を出さないように注意するとともに、動物を驚かせたり嫌がることはしないようにしましょう。



### 動物を飼うときの注意点

- きちんとしつけをしましょう。万が一、人に危害を加えた場合は、届出が必要です。
- 迷子や災害時に備え、鑑札と注射済票(犬の場合)を付け、マイクロチップを入れましょう(マイクロチップを入れたら、登録が必要です)。
- 動物のふんや尿は、飼い主が責任を持って適正に処理しましょう。トイレを済ませてから外出しましょう。
- 動物の遺棄や虐待は、法律で禁止されています。最後まで責任をもって飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、不妊去勢を行いましょう。
- マイクロチップの装着された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、住所や氏名の変更登録を行う必要があります。

### 犬の飼い主の方へ

- 犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。また、転居など登録事項の変更や犬が亡くなった場合は届出が必要です。
- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩の時もリードを放さないでください。飼養施設から逃げ出さないよう十分に注意するとともに、散歩は犬を確実に制御できる人が行いましょう。



### 猫の飼い主の方へ

- 猫は室内で飼いましょう。屋外で飼うと、他人の敷地での排泄などで迷惑となります。

☎動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818

## 市有地を購入しませんか

市として利活用の見込みのない市有地の購入希望者を募集します。購入者は、一般競争入札により決定します。

**入札公告** 12月1日(木)

**入札日** 来年1月26日(木)

**応募要領** 12月1日から、市役所1階案内、管財課、区役所地域振興課などで配布。ホームページから印刷も可。

- 注意事項**
- 個人・法人は問いません。
  - 不動産の売買にかかる仲介手数料はかかりません。
  - 不動産売買契約締結後の所有権移転登記は市で行います。
  - 滞納処分として市が差し押さえた物件ではありません。

物件情報など詳しくは、[千葉市 市有地売却](#)

☎管財課 ☎245-5098 FAX245-5577